

### 請求の範囲

- [請求項1] ジメチルスルフィド及び $\beta$ -イオノンを含育し、 $\beta$ -イオノン含有量のジメチルスルフィド含有量に対する重量比が0.003～3である、固形組成物。
- [請求項2] 粉末組成物である、請求項1に記載の組成物。
- [請求項3] 2種類以上のデキストリンを含育する、請求項1または2に記載の組成物。
- [請求項4] 直鎖状デキストリン及び環状デキストリンを含育する、請求項3に記載の組成物。
- [請求項5]  $\alpha$ -イオノン、 $\beta$ -シクロシトラール、(z)-3-ヘキセノール、1-ペンテン-3-オール、ヘキサノール及びネロリドールからなる群より選択される一以上の芳香成分をさらに含育する、請求項1～4のいずれか1項に記載の組成物。
- [請求項6] 茶葉抽出物を含育する、請求項1～5のいずれか1項に記載の組成物。
- [請求項7] 茶葉抽出物が、煎茶の茶葉抽出物である、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。
- [請求項8] 請求項1～7のいずれか1項に記載の組成物を含育する、飲食品。
- [請求項9] 飲料である、請求項8に記載の飲食品。
- [請求項10] 茶飲料である、請求項9に記載の飲食品。